

# 登録速報（適用拡大）

農薬名：トライフロアブル  
登録番号：第23263号  
適用拡大登録日：2018年6月13日

## 適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を追加し、変更後のとおりとする。

- ・適用病害虫名に「稲こうじ病」を追加する。
- ・使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。

### 【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	7/7/7を含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 稲こうじ病	1000倍	60~150 L/10a	収穫14日前 まで	2回 以内	散布	2回以内
	いもち病	8倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	

※当該変更に伴い、

①農薬登録申請書第8項を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

### 【変更前】

(1) 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。

### 【変更後】

(1) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。

②農薬登録申請書第10項を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

### 【変更前】

(2) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

### 【変更後】

(2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

## 別紙

### 8. 使用上の注意事項

- (1) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
  1. 散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  2. 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  3. 各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  4. 散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  5. 散布終了後は次の項目を守ること。
    - a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。
    - b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- (2) 周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、かからないように十分注意して散布すること。
- (3) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (4) 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- (5) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

### 10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。